

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月29日
【会社名】	ファーマライズホールディングス株式会社
【英訳名】	Pharmarise Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 利美知
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大野利美知は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により、財務報告に係る虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

代表取締役社長大野利美知は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

代表取締役社長大野利美知は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年5月31日を基準日として行なわれており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、その結果を踏まえた上で、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社12社及び持分法適用関連会社4社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

全社的な内部統制及び主として経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものの評価範囲については、当社及び連結子会社、持分法適用関連会社の全事業所を評価対象としました。

上記以外の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲となる重要な事業拠点の選定にあたり、評価対象とする事業拠点の売上高等の重要性により、連結子会社3社及び持分法適用関連会社4社は重要な事業拠点からは除くこととし、重要な事業拠点に選定された事業所の評価範囲については、前連結会計年度の売上高の95%以上を占める処方せん調剤に係る事業とし、処方せん調剤に係る事業を営む全事業所を評価対象としました。また、業務プロセスの選定は、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」「仕入高」「買掛金」「棚卸資産」に係るプロセスを評価対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても評価対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役社長大野利美知は、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。